

別表 2

指定管理者選定評価基準

選定基準の項目	個別査定項目	配点	備考
1 住民の平等利用の確保 (10点)			
① 住民の平等な利用の確保(5点)	ア 公の施設であることを十分に理解し、住民の平等利用が確保される提案となっているか。	5	公の施設の法的意味を理解せず、利用者の平等な利用が確保される提案になっていないと判断した場合は失格とします。
② 施設の設置目的の理解(5点)	ア 条例の内容を十分に理解し、その目的に沿った運営が行われる提案となっているか。	5	条例の内容を十分に理解し、その目的に沿った運営が行われる提案になっていないと判断した場合は失格とします。
2 施設の効用を最大限に発揮(40点)			
① 基本的な施設運営体制(10点)	ア 施設管理、事業実施などが適切に行われる職員数等の体制が提案されているか。	2	管理責任者が配置されていないなど、適切な職員体制が提案されていない場合は失格とします。
	イ 資格者等の配置について、適切な管理が行われる提案になっているか。	2	防火管理者が配置されていない場合は失格とします。
	ウ ニーズの把握やその対応が適切に行われる提案になっているか。	2	利用者の意見等を把握するための措置について適切な提案がない場合は失格とします。
	エ トラブルや苦情への対応が適切に行われる提案になっているか。	2	トラブルや苦情への対応が適切に行われる提案がない場合は失格とします。
	オ 研修の実施など職員の能力向上が適切に行われる提案になっているか。	2	研修の実施など職員の能力向上について適切な提案がない場合は失格とします。
② 現状サービスの維持、向上(15点)	ア 接遇の向上策が適切に行われる提案になっているか。	3	窓口・電話対応など職員の接遇向上の内容について適切な提案がないと判断した場合は失格とします。
	イ 貸出・予約など基本的なサービスが適切に行われる提案となっているか。	3	貸出・予約など基本的なサービスを行うことについて適切な提案がないと判断した場合は失格とします。
	ウ 蔵書管理が適切に行われる提案となっているか。	3	点検作業など蔵書管理を行うことについて適切な提案がないと判断した場合は失格とします。
	エ 行事開催の取組が適切に行われる提案になっているか。	3	子どもの年齢層に合わせたおはなし会の実施等適切な提案がないと判断した場合は失格とします。
	オ 建物等の保守点検及び修繕が適切に行われる提案になっているか。	3	建物等の保守点検及び修繕について適切な提案がない場合は失格とします。
③ 新たなサービス・事業(15点)	自主事業や利用率を上げる取組などの提案が、施設の効用を高める提案になっているか。	15	新たなサービス事業の提案(常設図書館の休館中の代替サービスの提案を含む。)について、15点の範囲で加点します。
3 管理に係る経費の縮減(15点)			
① 管理経費の縮減(15点)	ア 5年間の管理経費について、縮減がどの程度図られる提案になっているか。また、適切な経費計画になっているか。	15	5年間の上限を超えるか、または、適切な経費計画が成り立っていない場合は、失格とします。 ※経費の縮減状況に係る評価は、様式第1号別紙3を除く常設図書館が休館した場合の経費により行います。
4 管理を安定して行う能力(20点)			
① 危機管理能力(8点)	ア 事故防止等の安全対策について、適切な措置が図られる提案になっているか。また、団体において、これまでどのような取組をしてきたのか。	4	安全対策について適切な提案がない場合は失格とします。
	イ 災害、新型インフルエンザ等及び事故発生時への対応について、適切な措置が図られる提案になっているか。また、団体において、これまでどのような取組をしてきたのか。	4	災害や事故発生時の取組について適切な提案がない場合は失格とします。
② 情報公開等(4点)	ア 個人情報保護について十分に理解し、適切な措置が図られる提案になっているか。また、団体において、これまでどのような取組をしてきたのか。	2	個人情報保護のための措置の提案がない場合は、失格とします。
	イ 情報公開について十分に理解し、適切な措置が図られる提案になっているか。また、団体において、これまでどのような取組をしてきたのか。	2	情報公開のための措置の提案がない場合は、失格とします。
③ 実績(4点)	ア 類似施設の管理実績はあるか。	4	公立図書館の管理実績が対象となります。
④ 経営の安定性(4点)	ア 財務諸表のバランスは取れているか。 ※判断指標 ・経常収支比率100%以上 ・当座比率100%以上 ・固定長期適合率100%以下 ・自己資本比率50%以上	4	経営状態から業務遂行に支障があると考えられる場合は失格とします。
5 法人等の事務所の所在地(5点)			
① 事務所の所在地(5点)	ア 法人等の事務所又は事業所が、既に市内に設置されているか、又は指定管理業務開始までに設置されるか。	5	指定管理業務開始までに市内に管理事務所が設置されると考えられない場合は失格とします。
6 市長等が必要と認める要件(10点)			
① 地域貢献(5点)	ア 市民居住者雇用率(当該業務に従事する職員のうち、水戸市民が占める割合)について、どの程度高い提案になっているか。また、障害者雇用が図られる提案になっているか。	5	市民雇用率(当該業務に従事する職員のうち、水戸市民が占める割合)について、どの程度高い提案になっているか。また、障害者雇用が図られる提案になっているか。
	② 雇用者の賃金(5点)	ア 事業所内における最低賃金について、茨城県の最低賃金をどの程度超える提案になっているか。	5
合計		100	